

公益社団法人千葉県サッカー協会 裁定委員会規則

(目的)

第1条 (公社) 千葉県サッカー協会(以下、本協会という。)は、定款第35条第1項に基づき、裁定委員会(以下、本委員会という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 本委員会は、(公財)日本サッカー協会懲罰に係る諸規定に基づき、本協会規律フェアプレー委員会が所管するものを除く違反行為(競技及び競技会に関するもの以外の違反行為)について、調査、審議し、懲罰を決定する。

(委員会の組織)

第3条 本委員会は委員長及び若干名の委員をもって構成する。

- 2 委員は、サッカーに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- 3 委員は本委員会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 4 委員は本協会の理事、監事、職員又は各種委員会の委員長を兼ねることができない。
- 5 委員長は委員会において委員の互選により選定する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任されることができる。
- 7 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(委員会の招集・議長)

第4条 本委員会は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の招集は、会日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこの限りではない。

(理事会等への報告)

第5条 委員長は決定事項及びその理由について、理事会及び総会に報告することができる。

(アドバイザー)

第6条 本委員会はアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは法律家(弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授又はそれに準ずる者)でなければならない。
- 3 アドバイザーは本委員会の推薦に基づき会長が委嘱する。
- 4 本委員会は必要に応じてアドバイザーから助言を受けることができる。
- 5 アドバイザーは若干名とする。

(決定の独立性)

第7条 本委員会は、本協会の役員、理事会、その他あらゆる個人及び団体からの干渉を受けることなく、それらから独立して、懲罰に関する決定を単独で行うことができる。

(事務局)

第8条 事務処理のため本委員会に事務局を置く。

付 則

本規則は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

2024（令和6年）4月1日改正